第４節　特別車両券の改札及び引渡し

（特別車両券の改札及び引渡し）

第 235 条　特別車両券を使用する旅客は、特別車両に乗車する際に、その使用する特別車両券を係員に呈示して入鋏又は改札を受け、また、その使用を終えたときは、これを係員に引き渡すものとする。